

## 宇陀市デマンド型乗合タクシー実証運行事業運営規程（案）

## （目的）

第 1 条 この規程は、宇陀市地域公共交通総合連携計画及び総合事業計画に基づき、市内における公共交通ネットワークを再構築し、地域住民の公共交通の利便性向上を図るとともに、公共交通空白地域の改善を目的とする。

## （デマンド型乗合タクシー）

第 2 条 この規程において、デマンド型乗合タクシー（以下「デマンド運行」という。）とは、利用者からの予約を受けて乗合により乗車場所からそれぞれの目的地の戸口まで送迎することである。

## （事業運営）

第 3 条 事業の運営については、宇陀市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）が市の行政機関及び他の関係機関と連携して行うものとする。

## （運送事業者等）

第 4 条 デマンド運行業務については、協議会から運送事業者（以下「事業者」という。）への業務委託とする。

2 協議会が業務委託する事業者については、別に定める。

3 事業者は、道路運送法第 4 条の規定に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて実施するものとする。また、業務に関しては、事業者が責任をもつものとする。

## （運行車両）

第 5 条 運行車両については、別に定める。

## （実証運行期間）

第 6 条 実証運行期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日の 1 年間とする。

## （運行区域）

第 7 条 デマンド運行の対象区域は、宇陀市室生区内とする。

## （利用対象者及び利用者登録）

第 8 条 利用対象者は、室生区内に居住する市民及び区内に在勤している人を対象とする。

2 利用者は、事前に利用者登録を協議会まで申請しなければならない。利用者登録方法については、別に定める。

## （運行日）

第 9 条 運行日については、月曜日から金曜日の平日とする。ただし、土・日曜日、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）は除く。

2 予約がないときは、運行を休止するものとする。

3 天災その他やむを得ない事情により、デマンド運行に支障があると認めるときは、運行を変更し、又は中止することができる。

( 運行便数、運行時間 )

第 10 条 運行便数及び運行時間については、別に定める。

( 緊急時の対応 )

第 11 条 車両故障等の場合においては、事業者がすみやかに協議会に連絡する。また、緊急対応として、それぞれの事業者において代行車両を出すなど、対応に責任を持つものとする。

2 事業者だけで対応できない場合には、協議会に連絡する。

( 予約受付時間 )

第 12 条 予約受付は、利用日の 2 週間前から前日までとし、運行日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間とする。

( 利用料金 )

第 13 条 利用料金については、別に定める。

( 乗車時の書類提示 )

第 14 条 乗車時に利用者登録カードを提示しなければならない。また、利用者の本人確認をするため、身分証明書、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳等の提示を求める場合がある。

( 利用料金の支払方法 )

第 15 条 利用料金は、原則として乗車時に現金により運転者に支払うものとする。

( 事故及び苦情処理 )

第 16 条 事故及び苦情処理や問題発生時の対応等は、その都度関係者が連絡を取り合い連携しながら互いの責任分野において誠意と責任をもって処理対応をするものとし、その内容は協議会に報告するものとする。

( その他 )

第 17 条 そのほか特に定めのない事項については、協議会事務局にて検討し対処することとし、サービスの重要な変更等については協議会にて協議するものとする。

( 補則 )

第 18 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## 宇陀市デマンド型乗合タクシー実証運行事業運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、宇陀市デマンド型乗合タクシー実証運行事業運営規程（以下「規程」という。）第18条の規定に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（運送事業者）

第2条 規程第4条第2項に関する運送事業者については、奈交宇陀タクシー株式会社とする。

（運行車両）

第3条 規程第5条に関する運行車両については、別表第1のとおりとする。

（利用者登録等）

第4条 規程第8条第2項に関する利用者登録については、宇陀市デマンド型乗合タクシー利用者登録申込書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、これを審査し、適当であると認める場合には、登録を行うとともに利用者登録カード（様式第2号）を交付するものとする。

（運行便数、運行時刻）

第5条 規程10条に関する運行時間については、別表第2のとおりとする。

2 会長は、特に必要があると認めたときは、前項に定める運行時刻を臨時に変更することができる。

（利用料金）

第6条 規程13条に関する利用料金については、別表第3に定めるところにより、運転者が乗車時に現金で利用料金を徴収する。

2 利用料金の減免の基準は、次のとおりとする。

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 半額

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、同法第41条に規定する児童養護施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設で保護又は養護を受けている者 半額

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく奈良県療育手帳制度実施要綱による療育手帳の交付を受けている者 半額

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 半額

3 前項各号に掲げる者の利用料金は、半額とする。

4 前2項各号の利用料金の減免は、該当する者であることを証するものの提示があれば、これを行うものとする。

(利用者の注意)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

常に乗務員の指示に従い、安全運転に協力すること。

車内を清潔にすること。

前各号に掲げるもののほか、利用者の迷惑になる行為をしないこと。

その他会長の指示すること。

(利用の禁止)

第8条 利用者が次の各号の一に該当する場合は、乗車を拒否し、又は降車させることができる。

前条の規定に違反したとき、又は不正な方法により利用しようとしたとき。

車を汚損し、又は損傷するおそれがあると認めるとき。

他人に危害を及ぼし、又は泥酔等により、他の利用者の迷惑となるおそれのあるとき。

感染症にかかっていると認めるとき。

乗車定員を超えるとき。

前各号に掲げるもののほか、安全運行上支障があると認めるとき。

(運行報告等)

第9条 運送事業者は、運行日報(様式第3号)及び運行月報(様式第4号)、年間報告書(様式第5号)に必要な資料を添付して協議会に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

デマンド型乗合タクシー車両

運行車両	車種	備考 (所有者等)
1号車	小型セダン車	奈交宇陀タクシー株式会社
2号車		
3号車		
4号車		
予備車両		

「予備車両」とは、運行車両（1号車から4号車）の定期車検や事故発生時等の代替車両となります。

別表第2（第5条関係）

デマンド型乗合タクシー時刻表

便	室生口大野駅発
1	6 : 00
2	8 : 00
3	10 : 00
4	11 : 30
5	15 : 00
6	16 : 30
7	18 : 30

別表第3（第6条関係）

デマンド型乗合タクシー利用料金

料金エリア	区分	同一エリア内	区分	エリアを跨ぐ場合
東里エリア	大人	200円	大人	400円
	小人	100円	小人	200円
三本松エリア	大人	200円	大人	400円
	小人	100円	小人	200円
室生エリア	大人	200円	大人	400円
	小人	100円	小人	200円
全てのエリア	乳幼児	無料	乳幼児	無料

備考 「大人」とは、中学生以上の者、「小人」の者とは、小学生、「乳幼児」とは、小学生未満の者をいう。

様式第1号（第4条関係）

宇陀市デマンド型乗合タクシー利用者登録申込書

住所又は 勤務先住所				
電話番号 FAX番号		-	-	-
続柄	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	連絡先 (携帯電話等)
			年 月 日	- -
い	い	い	い	い
			年 月 日	- -

様式第2号（第4条関係）

利用者登録カード

発行No: ← <b>利用者登録カード</b> ← 個人番号: ← 氏名: ( ) ← 生年月日: ← 住所: ← 交付者: 宇陀市地域公共交通活性化再生協議会 ← 【お問い合わせ先】 82-1362 (市企画課) ←	◎運休日: 土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始 (12月29日～翌年1月3日) ← ◎運行時間: ①6時発 ⑤15時発 ← ②8時発 ⑥16時30分発 ← ③10時発 ⑦18時30分発 ← ④11時30分発 ← ※上記は「室生口大野駅」発車時刻 ← ◆予約センター 奈交宇陀タクシー(株) ← 電話: 0745-82-0552 ← FAX: 0745-82-4325 ← ※受付時間: 運行日8時30分～午後5時 ←
(表)	(裏)

様式第3号（第9条関係）

1. 運行日報

利用者状況集計表

月 日	1号車	2号車	3号車	4号車	合 計
1 便目 6:00	円	円	円	円	円
	人	人	人	人	人
	:	:	:	:	:
2 便目 8:00	円	円	円	円	円
	人	人	人	人	人
	:	:	:	:	:
3 便目 10:00	円	円	円	円	円
	人	人	人	人	人
	:	:	:	:	:
4 便目 11:30	円	円	円	円	円
	人	人	人	人	人
	:	:	:	:	:
5 便目 15:00	円	円	円	円	円
	人	人	人	人	人
	:	:	:	:	:
6 便目 16:30	円	円	円	円	円
	人	人	人	人	人
	:	:	:	:	:
7 便目 18:30	円	円	円	円	円
	人	人	人	人	人
	:	:	:	:	:
合 計	円	円	円	円	円
	人	人	人	人	人
	:	:	:	:	:

様式第4号(第9条関係)

1. 運行月報

利用者状況集計表

月	1号車	2号車	3号車	4号車	合計
1 便目 6:00	円	円	円	円	円
	人	人	人	人	人
	:	:	:	:	:
2 便目 8:00	円	円	円	円	円
	人	人	人	人	人
	:	:	:	:	:
3 便目 10:00	円	円	円	円	円
	人	人	人	人	人
	:	:	:	:	:
4 便目 11:30	円	円	円	円	円
	人	人	人	人	人
	:	:	:	:	:
5 便目 15:00	円	円	円	円	円
	人	人	人	人	人
	:	:	:	:	:
6 便目 16:30	円	円	円	円	円
	人	人	人	人	人
	:	:	:	:	:
7 便目 18:30	円	円	円	円	円
	人	人	人	人	人
	:	:	:	:	:
合計	円	円	円	円	円
	人	人	人	人	人
	:	:	:	:	:



## 2. 運行月報

利用料集計表（1号車～4号車及び総計表）（単位：円）

月	1便目 (6:00)	2便目 (8:00)	3便目 (10:00)	4便目 (11:30)	5便目 (15:00)	6便目 (16:30)	7便目 (18:30)	合計
1日								
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
31日								
合計								

利用者数集計表（1号車～4号車及び総計表）（単位：人）

月	1便目 (6:00)	2便目 (8:00)	3便目 (10:00)	4便目 (11:30)	5便目 (15:00)	6便目 (16:30)	7便目 (18:30)	合計
1日								
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
31日								
合計								

利用時間集計表（1号車～4号車及び総計表）（単位：時間）

月	1便目 (6:00)	2便目 (8:00)	3便目 (10:00)	4便目 (11:30)	5便目 (15:00)	6便目 (16:30)	7便目 (18:30)	合計
1日								
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
31日								
合計								

様式第5号(第9条関係)

1. 年間報告書

利用料集計表(1号車~4号車及び総計表)

(単位:円)

年	1便目 (6:00)	2便目 (8:00)	3便目 (10:00)	4便目 (11:30)	5便目 (15:00)	6便目 (16:30)	7便目 (18:30)	合計
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計								

利用者数集計表(1号車~4号車及び総計表)

(単位:人)

年	1便目 (6:00)	2便目 (8:00)	3便目 (10:00)	4便目 (11:30)	5便目 (15:00)	6便目 (16:30)	7便目 (18:30)	合計
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計								

利用時間集計表（1号車～4号車及び総計表）（単位：時間）

年	1 便目 (6:00)	2 便目 (8:00)	3 便目 (10:00)	4 便目 (11:30)	5 便目 (15:00)	6 便目 (16:30)	7 便目 (18:30)	合計
4 月								
5 月								
6 月								
7 月								
8 月								
9 月								
10 月								
11 月								
12 月								
1 月								
2 月								
3 月								
合計								